

香川県立文書館

収蔵文書目録 第一集

別所家文書目録

香川県立文書館

別所家文書目録作成の経緯

本目録は、当文書館蔵文書の目録である。この別所家文書は、和歌山市在住の児玉和歌代氏より昭和六一年に香川県へ寄贈されたものであり、当時は香川県史編さん室に保管されていた。

香川県史の編さん作業終了とともに、文書館準備室に移された。文書の整理は、県史編さん室で大まかな整理が行われた。ただ、それは県史編さん作業の合間に行われたものであり、十分なものとは言いがたい。文書館開館後、目録の作成にとりかかり、このたび刊行の運びとなつたのである。

香川県史編さん室での整理では、史料の総点数は一〇五九点であった。その分類内訳は、検地帳、御用留、年貢、水利・入目、質物・証文など、御貸免、砂糖、越境関係、山林関係、村政・民政関係、諸目録、牢人・蒂刀人、代参、家閥關係、宗教関係、その他、覚・代官、入作関係、（明治以後の）達など、調査書上類、入目関係、「難波人」関係、家閥關係、その他の二四に分けられている。

このような分類は、項目別分類といつてよい。これは、整理者が項目別分類の方式に従つて整理したためである。今日では、文書の整理・目録化を行う場合、その文書が置かれていた群、塊を尊重・重視する動きが大勢を占める。

しかし、この別所家文書についていえば、児玉氏が収集された段階で

児玉氏による項目別整理が行われていたようである。児玉家での史料の保管状況は次のようであつた。二階の一室の半分ほどを史料の山が占めており、その山は、七個ほどの大小のダンボール箱とその周囲に置かれた史料で成り立つていた。箱の中の史料は、「御用留」は「御用留」ばかり、入目帳類は入目帳でまとめて入れられており、児玉氏による項目別整理がおこなわれたことを窺わせる。

ただ、児玉氏は『近世塩田の研究』という著書のなかで「一ノ宮の大庄屋、別所家文書「宝暦十二年午御用留」によれば、・・・この文書は今私蔵文書となつているものの中から検出し得た」と述べておられる。これを見る限りでは、この本が出た昭和三五年には児玉氏の所蔵になつていたのであり、その段階で一〇五九点以上の史料が児玉家所蔵文書としてあつたことになる。というのは、ここに出てくる「宝暦十二年午御用留」という史料は、この別所家文書中には見あたらない。なんらかの事情によつて散逸したものであろう。また、瀬戸内海歴史民俗資料館が昭和六二年に発刊した文書目録に一宮（現高松市一宮町）の別所家文書がある。解題から別所家文書の一部と考えられ、児玉氏所蔵の文書と同類だらうと思われる。大きなまとまりとしての別所家文書というものがあり、それが何らかの事情から分散してしまつたのである。ともあれ、別所家文書のすべてといえないのである。ともあれ、別所家文書のすべてといえないのである。こになつていたといえよう。

文書館で整理を行つた時点は、児玉氏の整理、そして香川県史編さん室での整理といった経緯を経ての整理という段階といえるのである。こ

の意味からいって、文書全体は、二次的・三次的に秩序がくずれていると考えてよいと思われる。

このことを踏まえて、文書館では別所家文書を目録にするにあたって、編さん室のとつた方針を尊重する形で整理した。あわせて、編さん室で行つた整理について、その補完をおこなうといつたつもりで整理作業を進めた。袋詰めされた史料を取り出して、内容を確認し、中性紙の袋に詰め替えた。一括としてまとめられていたものは内容の上から共通するものをまとめていった。

別所家文書は、香川県史編さん室の整理には一〇五九点の史料点数を数えたが、文書館段階では一三六九点となつた。これは、一括という形でまとめておいたものをさらに点検・区分けしたことによる。これら史料は、児玉家で大切に保存されていたため、若干の損傷はみられるが、虫損等は少なく保存状態は良好といえる。現在、文書館において補修をおこなう必要のあるものはほとんどない。

またそうして整理するにつれ、御用留およびそれに関係すると考えられる史料が非常に多いことがわかつてきた。これまで書状などとして分類していたなかに廻状・御用状といった御用留の項目に入れていいようなものが多く出てきたのである。これらは、この目録では、村方と郡方に分けた御用留の中に入れている。また、これ以外でも御用留に入れたものもある。この結果としてできた配列が、今回の史料番号である。

別所家文書の内容について

別所家は、香川郡東百相村に住み隣あう三名村と出作村をあわせた三カ村の庄屋役を務めていた家であり、その管理地域は現在の高松市仏生山町（住居跡のある所）・出作町・太田上町に該当する。また、香川郡東の大庄屋を務めた事もあるという。別所家の子孫は他県に出てしまつており、親戚筋にあたる家が近辺に分布している。先祖は播州三木の別所長治で、三木城落城に際して無事に逃れて百相村に来たとなつていて。そして、長敬、長政、包信、敬信、包好、長儔と続いたことが「別所氏系図」や寛政二年の「御用留」から知られる。

この別所家文書では、御用留やそれに関する史料が非常に多い。藩よりの通達を横目が各庄屋へ伝えている。これをまとめたものが「御用留」（横目御用留）として残つてている。また、百相村・三名村・出作村の三カ村についての「村方御用留」（これは「日帳」ともよばれている）と書かれたもの、「郡方御用留」（日帳）と書かれたもの、と三種類の御用留がある。村方と郡方との区別は、明確とは言えないが意識的に区別をしていただろう。この「御用留」であるが、安永ころからのものがあり、また、寛政ころからの村方・郡方「御用留」もある。これらは高松藩の藩政を知る上で大いに役立つものと思われる。なお、「新田別所」という語がよく出てくる。これは、別所の分家が庄屋役か書役をつとめたものと考えられる。

また、これらの御用留の中には、地理的な特色から貴重と考えられる

史料も散見している。仏生山法然寺の門前に百相村・出作村が隣接していることに関したものであり、近世における高松藩領朱印地の門前町が発展していった状況と、それに伴う百相村・出作村の発展、町化への動きを読み取ることができる。このほか、郡林をはじめとする高松藩の林野政策が窺える史料も豊富に見いだせるのである。なお、これについては林野に関する村入用の帳簿類が多いことも研究の進展には役立つように思われる。

一点史料として「御貸免覚帳」、「上多肥村砂糖植畠人別帳」、越境関係の史料や庄屋の役職についての覚え書きのような「手控帳」などがある。ただ、家の経営に関する史料と宗門改帳が非常に少ない。児玉氏が私蔵される時に選択されたのかも知れない。